

議案第 号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例

宝塚市立地域児童育成会条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「8,000円」を「12,000円」に改め、同項第1号中「9,600円」を「14,000円」に改め、同項第2号中「10,400円」を「15,000円」に改め、同項第3号中「11,200円」を「16,000円」に改める。

第9条第2項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

| 児童の属する世帯の階層区分等 | 児童の区分 | 減額又は免除 |
|--|----------|-------------------|
| 前年度分市民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上の所得がある場合については、所得割の額の合計額とする。以下同じ。）が23万5,000円以上の世帯 | 2番目の児童 | 育成料の2分の1に相当する額の減額 |
| | 3番目以降の児童 | 免除 |
| 前年度分市民税の所得割の額が9万円以上23万5,000円未満の世帯 | 1番目の児童 | 育成料の4分の1に相当する額の減額 |
| | 2番目の児童 | 育成料の8分の5に相当する額の減額 |
| | 3番目以降の児童 | 免除 |

| | | |
|-----------------------------|--------------|--------------------|
| 前年度分市民税の所得割の額が9万円未満の世帯 | 1番目の児童 | 育成料の2分の1に相当する額の減額 |
| | 2番目の児童 | 育成料の4分の3に相当する額の減額 |
| | 3番目以降の児童 | 免除 |
| 前年度分市民税の所得割が非課税の世帯 | 全ての児童 | 免除 |
| 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯 | 全ての児童 | 免除 |
| 上記に定めるもののほか、規則で定める世帯 | その都度市長が認める児童 | その都度市長が定める額の減額又は免除 |

備考

- この表において「1番目の児童」とは、同一世帯で1人の児童が育成会に入所しているときの当該児童又は同一世帯で2人以上の児童が育成会（第1条に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設で、宝塚市以外のものが設置したもののうち市長が認めるものを含む。以下この表において同じ。）に入所しているときの最年長の児童をいう。
- この表において「2番目の児童」とは、同一世帯で2人以上の児童が育成会に入所しているときの2番目に年長の児童をいう。
- この表において「3番目以降の児童」とは、同一世帯で3人以上の児童が育成会に入所しているときの当該児童（最年長の児童及び2番目に年長の児童を除く。）をいう。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の第8条第2項、第9条及び別表第2の規定は、令和9年4月以後の月分の育成料について適用し、令和9年3月までの月分の育成料については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立地域児童育成会条例(平成16年条例第9号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(育成料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 第3条第1項に規定する事業に係る育成料は児童1人につき月額<u>8,000円</u>とし、同条第2項に規定する事業に係る育成料は児童1人につき次の各号に掲げる延長して利用する時間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 1時間 月額<u>9,600円</u></p> <p>(2) 1時間30分 月額<u>10,400円</u></p> <p>(3) 2時間 月額<u>11,200円</u></p> <p>(育成料の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同一世帯において2人以上の児童を入所させた場合の最も年齢の高い児童以外の児童については、第8条第2項に規定する額(前項の規定により減額されたときは、当該減額後の額)の2分の1に相当する額を減額する。</u></p> <p><u>別表第2(第9条関係)</u></p> <p>(略)</p> | <p>(育成料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 第3条第1項に規定する事業に係る育成料は児童1人につき月額<u>12,000円</u>とし、同条第2項に規定する事業に係る育成料は児童1人につき次の各号に掲げる延長して利用する時間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 1時間 月額<u>14,000円</u></p> <p>(2) 1時間30分 月額<u>15,000円</u></p> <p>(3) 2時間 月額<u>16,000円</u></p> <p>(育成料の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>別表第2(第9条関係)</u></p> <p>(略)</p> |

令和8年（2026年）5月11日

第3回都市経営会議資料

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を
改正する条例の制定について
（概要）

子ども未来部 アフタースクール課

1 概要

本市では、子ども・子育て支援新制度が平成27年度に施行されて以降、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、放課後児童対策の充実に取り組んできた。

これまで国や県において制度の運営や財政支援が進んできているものの、将来にわたって本市の放課後児童健全育成事業の安定的な運営を維持するため、現状制度に沿った適正な育成料の水準にする必要がある。

放課後児童クラブにおける費用負担の割合に関する考え方として、保護者負担の適切な割合が運営費の2分の1であることを前提に国の補助基準額が設定されていることから、その考え方に基づいて放課後児童健全育成事業に係る児童1人あたりの育成料について見直しを行うため、宝塚市立地域児童育成会条例（平成16年条例第9号）の一部を改正する。

また、育成料の金額の見直しに伴い、負担能力に配慮しつつ制度の公平性を確保するため、育成料の減免についても対象となる児童の属する世帯の階層区分の額等を変更する改正を行う。

2 改正内容

(1) 育成料の改正（条例第8条第2項）

放課後児童健全育成事業に係る児童一人あたりの月額育成料及び延長利用時間の区分に応じて定められている金額の改正

| | | | | |
|-------|------|---------|-------|---------|
| 第2項 | （現行） | 8,000円 | （改正案） | 12,000円 |
| 同項第1号 | （現行） | 9,600円 | （改正案） | 14,000円 |
| 同項第2号 | （現行） | 10,400円 | （改正案） | 15,000円 |
| 同項第3号 | （現行） | 11,200円 | （改正案） | 16,000円 |

2 改正内容

(2) 減免対象となる区分等の改正及び整理

ア 同時に入所している3人目以降の減免額の改正（条例第9条第2項）

（現行） 2分の1 （改正案） 免除

イ 児童の属する世帯の階層区分等で定めている前年度分市民税の所得割の金額の改正（別表第2(第9条関係)）

（現行） 6万円以上15万円未満 （改正案） 9万円以上23万5千円未満

（現行） 6万円未満 （改正案） 9万円未満

ア及びイの改正に伴い、条例第9条及び別表第2の内容について整理を行う。

3 改正に伴う影響

(1) :

安定した財源を確保することにより、今後の待機児童対策を推進するとともに、教材や備品等の更新及び安全対策を実施し、さらなる保育環境の充実、継続的で計画的な運営を可能にする。

一方で、保護者の経済的負担が増加し、利用控えや退会数の増加が懸念される。また、多子世帯や低所得世帯への影響が大きい。

見直しに対する理解を得るため、丁寧な説明や減免措置の周知が必要となる。

(2) :

低所得世帯や多子世帯の負担軽減につながり、利用者及び公平性の確保が期待される。一方で、減免対象者の増加に伴い歳入となる育成料が抑えられ、財政面における効果が限定的となる可能性がある。

4 施行期日

この条例は、令和9年4月1日に施行する。